

(公印省略)

障 福 第 9 2 1 号

平成 27 年 6 月 24 日

各法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

共同生活援助（グループホーム）における適正な職員配置について

本県の障がい福祉施策の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、実地指導等において土日や年末年始等に終日職員が不在となっているグループホームがみられました。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定基準上、常時の職員配置は必須とされてはいませんが、利用者の障がい状況等に応じた支援を行うにあたり必要となる人員を配置する必要があります。

つきましては、下記のとおり適正な職員配置等がなされているかについて、各事業所においてご確認いただき、早急に体制整備を行ってください。

記

1 職員配置

世話人及び生活支援員については、人員基準上、利用者数及び障害支援区分に応じた最低必要人員が定められており、常勤換算により当該人員を満たす必要があります。

一方、運営基準では、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、勤務体制を定めておく必要があります。グループホームにおいては、単に人員基準上の必要人員を満たすだけでなく、土日等を含めて、利用者に対する適切なサービスの提供が行える体制を整える必要があることにご留意ください。

【世話人及び生活支援員の要件等】

世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助に必要な員数を確保するものとする。

(平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通

知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(以下「解釈通知」という。第十三 1(3)②)

【勤務体制の確保等】

指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。(解釈通知 第十三の3 (8)①より抜粋)

2 報酬算定

(1) 基本的な考え方

報酬告示上、グループホームの報酬については、日割計算であり、利用者に対し、サービスの提供を行った場合に算定が可能とされているところです。したがって、終日、世話人等の職員が配置されていない日については、実質的にサービスが提供されていないと判断せざるを得ないため、報酬算定が行えないことにご留意ください。

(2) 経過措置

現に指定を受けている共同生活住居については、土日等に職員の配置がなされていない場合であっても、利用者から電話等による連絡があった場合に備え、支援が行えるよう職員が自宅待機(携帯電話等への転送含む)している場合などについては、平成27年9月30日までの間、引き続き報酬算定を行うことを認めるものとします。

ただし、算定を行う場合にあっては、当該日について1日1回以上の利用者の安否確認を行うものとし、安否確認が行えない場合は、速やかに必要な対応を行う必要があります。また、安否確認を行った場合は、日時・対応者等を業務日誌に記録する等の対応を行ってください。

3 労務管理

グループホームにおいて、夜間、宿直・夜勤等により職員配置を行う場合や世話人が住み込みにより支援を行う場合にあっては、労働時間を明確なものとし、労働基準法等の規定を順守し、適正な職員配置を行ってください。

自立支援班 担当：中川、南
電話 097-506-2743
FAX 097-506-1740